

NEWS RELEASE



(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

2025 年 5 月 22 日

TEL (0852) 24-1234 代表

手形小切手の全面的な電子化に関する対応について

株式会社 島根銀行（頭取 長岡一彦）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、下記のとおり取扱いを変更させていただくこととしましたのでお知らせします。

当行では、今後もお客さまに満足いただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

取組事項	内容	実施日
当座預金における新規口座開設の廃止	・新規の口座開設を停止します。 ・既存口座は引き続きご利用できます。	2024 年 7 月 1 日 (実施中)
2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	・2027 年 4 月 1 日以降を支払期日とする手形等（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）は、代金取立の受付を停止します。	2024 年 7 月 1 日 (実施中)
払戻請求書の利用開始	・小切手を振出すことなく、払戻請求書にて当座預金からの払出し手続きを開始します。	2025 年 10 月 1 日
手形小切手帳の新規発行停止	・2026 年 5 月 29 日をもって、発行を終了します。 ・発行終了時点でお持ちの手形小切手帳は、2026 年 9 月 30 日までご利用可能です。 ・1 申込につき、最大 3 冊までの発行とさせていただきます。	2026 年 5 月 29 日
自己宛小切手の発行終了	・自己宛小切手（銀行振出小切手）の発行を終了します。	2026 年 9 月 30 日
他行振出手形小切手の入金終了	・当行以外の金融機関を支払地とする手形小切手の、全ての預金口座への入金を終了します。	2026 年 9 月 30 日
手形小切手の振出日の期限設定	・手形小切手の振出期限を 2026 年 9 月 30 日とします。 ・2026 年 10 月 1 日以降に振出された手形小切手は、当座預金からの支払いができません。	2026 年 9 月 30 日
(紙の) 手形割引の取扱停止	・紙の手形割引の受付を停止します。	2026 年 9 月 30 日

手形小切手の代替として「でんさい」やインターネットバンキングによる「振込」等のご利用をお願いいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ
島根銀行 業務管理グループ
担当：藤原 TEL (0852) 24-1237